

令和 5 年度

第 3 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和5年6月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和5年度第3回千葉市農業委員会総会を千葉市役所2階XL会議室201・202に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	17件
議案第3号 千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	17件
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について	5件
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	14件
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	25件
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について	11件
報告第7号 千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条）	1件
報告第8号 千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	14件
報告第9号 荒廃農地の非農地化について	237件

<出席委員> (17名)

2番 浅川政明	3番 深谷耕司
4番 齊藤元治	5番 清宮惠理子
6番 橋本泉	7番 長谷川秀明
8番 横山清亮	9番 長谷部衡平
10番 中村浩道	11番 秋庭重樹
12番 佐々木貴史	13番 猪野桃夫
14番 齊藤憲次	15番 石井一也
16番 市原律子	17番 高橋芳和

<欠席委員> (1名)

1番 小川友安

<事務局説明員>

次長	中田照子	農地活用班長	佐々木聰子
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	森末豪		

	開 会 （ 午前 10 時 03 分 ）
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまより、令和 5 年度第 3 回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17 人中 16 人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第 1 「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 15 番 石井 一也 委員</p> <p>議席番号 16 番 市原 律子 委員</p> <p>のご両名にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第 2 班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第 2 班 (横山班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第 1 項です。</p> <p>お手元の資料 1 ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区天戸町に在住の方が、義務者であります花見川区天戸町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。</p> <p>次に、第 2 項です。</p> <p>お手元の資料 2 ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区天戸町に在住の方が、義務者であります花見川区天戸町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。</p> <p>次に、第 3 項です。</p> <p>お手元の資料 3 ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区千城台西に在住の方が、義務者</p>

事前審査第2班 (横山班長)	<p>であります中央区弁天3丁目に在住の方が所有する若葉区東寺山町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。申請地の取得後の作目は、フキを予定しております。</p> <p>次に、第4項です。</p> <p>お手元の資料4ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区小倉町に在住の方が、義務者であります茨城県笠間市に在住の方が所有する若葉区小倉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。申請地の取得後の作目は、さつまいもを予定しております。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>次に、第5項です。</p> <p>お手元の資料5ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります中央区浜野町に在住の方が、義務者であります中央区白旗2丁目に在住の方が所有する緑区平川町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。申請地の取得後の作目は、たまねぎを予定しております。</p> <p>次に、第6項です。</p> <p>お手元の資料6ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区越智町に在住の方が、相続財産である緑区越智町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。申請地の取得後の作目は、やまといもを予定しております。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願ひいたします。</p>
橋本委員	<p>第6項についてですが、相続財産管理人が義務者になっていますが、権利者の方は義務者の債権を持っているのでしょうか。</p> <p>もう1点ですが、売買価格が非常に安価ですが、理由がわかれれば</p>

橋本委員	教えてください。
事務局	権利者に債権があったかどうかは未確認です。売買価格については当事者の合意ですので事務局では詳細は把握しておりません。
横山委員	相続財産管理人についてですが、相続人がいなかつたり、相続放棄があった場合などに家庭裁判所から選任されます。売買価格についてですが、相続財産管理人と権利者が相対で価格を決めますので、なるべく早く財産を処分するため、相場より安くなった可能性もあります。
石井委員	5項についてですが、この土地は3反くらいあるはずなのですが今回はこの申請だけなのかという点と、権利者が74歳ということですが、後継者はいるのか教えてください。
事務局	農地については今のところ、この面積しか買う予定はありません。後継者は今のところいませんが、出荷するわけではなく自家消費となります。
横山委員	この件は、従前の下限面積を下回るものですが、こういった小規模の場合については自家消費かどうか説明してもらえるとありがたいです。
清宮委員	3項についてですが、地目が田で作付品目がフキとなっていますが、現況はどうなっていますか。
事務局	現況は排水がうまくいかず、池のような状態です。今後は排水を行い、軽微な農地改良の手続きをし、フキを作付予定です。
清宮委員	ネットの航空写真でみると、かなり水が溜まっているように見え、排水後本当に耕作が可能なのか疑問に感じます。排水後の状況を見てから、改めて申請をしてもらうということはできないのでしょうか。
事務局	事務局として排水計画についても確認しており、排水後は耕作可

事務局	能だと判断しております。
議長 (長谷部会長)	事務局としては、農地として利用可能だと考えているということですね。
事務局	そのとおりです。
深谷委員	採決にあたって、第3項については排水計画等もわからないので保留したいのですが、3項を除いての採決は可能でしょうか。
長谷川委員	事務局の方で耕作可能な土地だと判断しているものを、保留や却下するという理由はないと思います。
橋本委員	私も農地法の規定に合うものであれば、この3項を除いて判断するのは問題があると思います。
深谷委員	耕作可能だということが明らかであれば、この場で採決しても構わないです。事務局の方できちんと確認はしてもらいたいですが。
事務局	標準処理期間も定めていますので、保留するのであれば相当な理由がないと難しいと思います。事務局としては、法令上の要件に合致するものとして上程しております。
橋本委員	地目が田であり、水が溜まってしまう状態は仕方がない、そこで軽微な農地改良を行い、作付けをしていくというのであれば、農地法上何も問題はないと思います。却下等をした場合、事務局が相手方に法律上何に抵触して問題があったか説明できないのではないかと考えます。
深谷委員	権利者にはこのような議論があったことをしっかりと伝えてほしい。
事務局	排水計画及び軽微な農地改良を行い耕作するということで、申請を受理しています。許可要件には抵触しておりませんし、不許可等

事務局	であれば先方にどういった要件に抵触するかを説明しなければならないので、要件に合致するかを判断していただきたいです。 また、許可をした際には、排水及び作付けを行うことに対し改めて申し伝えます。
長谷川委員	申請の書類において、排水や農地改良を行い、作付けをすると書かれているはずなので許可をしないということはできません。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	全員賛成でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。
事前審査第2班 (横山班長)	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。 ご説明いたします。 議案第2号ですが、第1項から第11項につきましては、現地調査を実施いたしました。 議案書4ページをご覧ください。 はじめに第1項です。 本案件は第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料7ページから10ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、資材置場・車両置場用地とするため、賃借権を設定するものです。 申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から北東に約3キロメー

事前審査第2班 (横山班長)	<p>トルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入ってない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出などを防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>次に、第3項です。</p> <p>お手元の資料11ページから14ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から東に約1.7キロメートルに位置する農地です。農地区分は、農業公共投資の入ってない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。排水については、雨水を自然浸透で処理します。他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。</p> <p>次に、第4項です。</p> <p>本案件は、第5項から第10項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料15ページから18ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権の設定および所有権の移転をするものです。申請土地は、千葉県立千葉大宮高等学校から西に約300メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入ってない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスおよび小堰堤を設置し、周囲への影響を防止します。排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>次に、第11項です。</p>
-------------------	--

事前審査第2班 (横山班長)	<p>お手元の資料19ページから22ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。申請土地は、千葉市立大椎小学校から南東に約1.3キロメートルに位置する農地です。農地区分は、農業公共投資の入ってない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。排水については、雨水を自然浸透で処理します。他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。</p> <p>次に、第12項です。</p> <p>お手元の資料23ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。申請土地は、千葉市立さつきが丘東小学校から北に約600メートルに位置する農地です。農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。被害防除については、既存の擁壁により、土砂の流出などを防止します。排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>次に、第13項です。</p> <p>本案件は、第14項および第15項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料24ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、貸駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。申請土地は、千葉県立千葉南高等学校から西に約500メートルに位置する農地です。農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>次に、第16項です。</p> <p>本案件は、第17項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p>
-------------------	--

事前審査第2班 (横山班長)	<p>お手元の資料25ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。申請土地は、JR土気駅から北に約700メートルに位置する農地です。農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出などを防止します。排水については、汚水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しております、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願ひいたします。</p>
	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	———— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第2班 (横山班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>第1項と第2項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p>

事前審査第2班 (横山班長)	<p>習志野市花咲在住の方、他1名が所有する若葉区中野町の畠9筆、合計面積6, 207平方メートルを緑区鎌取町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「落花生、ジャガイモ、ニンジン」です。</p> <p>次に14ページをご覧ください。</p> <p>第3項から15ページの第5項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>花見川区長作町在住の農家の方が、緑区土氣町在住の方、他2名が所有する同区下大和田町の畠6筆、合計面積16, 717平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「大豆、そば」です。</p> <p>第6項から16ページの第8項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区おゆみ野南在住の農家の方が、大網白里市みずほ台在住の方、他2名が所有する緑区越智町、同区大木戸町の畠4筆、合計面積5, 661平方メートルに賃借権及び使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は5年又は4年10ヶ月、権利者の作付品目は「人参、ショウガ、落花生」です。</p> <p>次に17ページをご覧ください。</p> <p>第9項は、千葉県富里市立沢所在の農地所有適格法人が、若葉区千城台東在住の方が所有する中野町の畠4筆、合計面積3, 845平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「小松菜」です。</p> <p>第10項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、全ての案件が一括方式です。</p> <p>第10項は、美浜区真砂所在の農地所有適格法人が、東京都国分寺市光町在住の方が所有する緑区大木戸町の畠1筆、面積1, 302平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「サツマイモ、ホウレンソウ」です。</p> <p>次に18ページをご覧ください。</p> <p>第11項は、東京都八王子市緑町在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方が所有する同町の畠5筆、合計面積8, 136平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「サツマイモ、ホウレンソウ、玉ねぎなど」です。</p>
-------------------	--

事前審査第2班 (横山班長)	<p>第12項から20ページの第15項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区鎌取町在住の農家の方が、若葉区中野町在住の方、他3名が所有する同町の畠7筆、合計面積6,817平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「落花生、ジャガイモ、ニンジン」です。</p> <p>第16項は、若葉区更科町在住の農家の方が、同区下泉町在住の方が所有する同町の畠1筆、面積813平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ネギ、白菜、大根」です。</p> <p>次に21ページをご覧ください。</p> <p>第17項は、緑区東山科町在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方が所有する同町の畠2筆、合計面積4,346平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「人参、トマト」です。</p> <p>第1項から第17項の合計面積は、53,844平方メートルです。</p> <p>本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>第1項から第17項について、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
橋本委員	<p>1項、2項について売買による所有権移転とあり、農業経営基盤促進法で行ったかと思いますが、なぜ農地法第3条の手続きではなかったのか教えてください。</p>
事務局	<p>大規模経営をされている方は基盤法による農地の取得が可能とな</p>

事務局	ります。基盤法による売買はいくつか利点があり、所有権移転登記を農業委員会の嘱託により行えるということと、税制上の優遇措置が受けられます。
榎本委員	登記や税の優遇については、中間管理事業でも該当しませんか。
事務局	千葉県の中間管理機構は売買について仲介していないので、基盤法のみになります。
長谷川委員	今、話に合った方の今後の経営面積はどのくらいになりますか。
事務局	30, 531 平方メートルとなります。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号については、原案どおり決定といたします。 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第2班 (横山班長)	ご説明いたします。 議案書の23ページをご覧ください。 被相続人が所有し、耕作していた花見川区朝日ヶ丘二丁目の畠1筆、面積2, 247 平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。 相続人である千葉市花見川区朝日ヶ丘二丁目住の子である農業相続人が、被相続人から引き続き耕作を行っていることを、伊原推進委員と事務局職員にて、5月29日現地調査を実施し確認しております。

事前審査第2班 (横山班長)	<p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないと判断し、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願ひいたします。</p> <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p style="text-align: center;">———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第9号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の24ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、25ページまでに5件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の26ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があつたもので27ページまでに14件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の28ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</p>

事務局	<p>て」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の 31 ページまでに 25 件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の 32 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、2 件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の 33 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について」は、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消を受けようとするもので 1 件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。</p> <p>議案書の 34 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 6 号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、11 件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の 35 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 7 号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第 4 条）」は、1 件ございました。内容につきましては、5 月の総会で審議されたもので、5 月 16 日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>議案書の 36 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 8 号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第 5 条）」は、37 ページまでに 14 件ございました。内容につきましては、4 月と 5 月の総会で審議されたもので、4 月 14 日及び 5 月 16 日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>4 月分につきまして、先月報告から漏れていたため、併せて報告</p>
-----	---

事務局	<p>いたします。大変失礼いたしました。</p> <p>議案書の38ページをご覧ください。</p> <p>報告第9号「荒廃農地の非農地化について」は、議案書の50ページまでに237件ございました。これらの案件は、既に森林の様相を呈しているなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地のため、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外したものです。</p> <p>なお、非農地判定したものについては、土地所有者に対し非農地決定通知書を送付し、また、法務局に対しても非農地判断した旨の通知をしております。</p> <p>報告案件は以上です。</p>
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。
(長谷部会長)	ただいまの報告第1号から第9号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
橋本委員	報告第1号の3項と5項について、あっせん希望が有となっていますが、遊休農地の解消にもつながりますので、農地銀行へ登録するよう促してもらいたいです。
議長 (長谷部会長)	他に質問はありませんね。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。
	以上をもちまして、令和5年度第3回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。
	委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。
	以上で、本日の審議は、すべて終了いたしました。
	委員の皆様には、ご協力ありがとうございました。
	閉　　会　(午前11時13分)